

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行期日は、平成

二十三年八月三十一日とすること。

